

# うるおい

## 10 合併協議会だより

2003.2.10発行  
発行/柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原525-1 tel.0795-73-3122 fax.0795-73-3123  
ホームページアドレス http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeik/  
E-mail/h-gappeikyoku@mx.nkansai.ne.jp



### 合併協定項目の調整作業進む

第22回・23回合併協議会が開催されました

▲第23回合併協議会の様子から。合併協定項目の協議が本格化し、多数の方に傍聴いただいています。

第22回・23回の合併協議会で  
次のことが確認されました。

#### ■ 第22回合併協議会

- 協議第9号 (協定項目)  
特別職等の職員の身分の取扱い
- 協議第10号 (協定項目)  
条例・規則等の取扱い
- 協議第11号 (協定項目)  
公共的団体等の取扱い
- 協議第12号 (協定項目)  
社会福祉協議会の取扱い
- 協議第13号 (協定項目)  
新市名称募集要領(案)

#### ■ 第23回合併協議会

- 協議第8号 (協定項目)  
一般職の職員の身分の取扱い
- 協議第15号 (協定項目)  
電算システム事業の取扱い
- 協議第16号 (協定項目)  
合併協定項目の協議の進め方について

詳しくは中面をご覧ください。

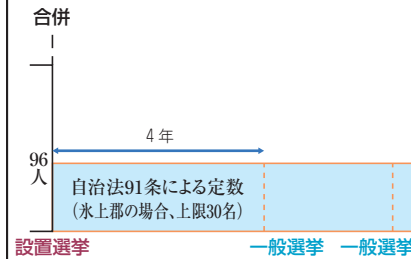
## 合併Q&A

### ■ 合併すると議会の議員の定数・任期はどうなるのですか？

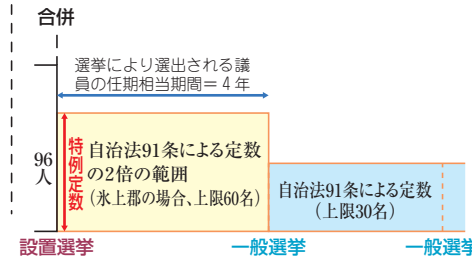
新設合併の場合、関係市町村(6町)の法人格が消滅することになり、関係市町村の議会議員は全て失職することになります。しかし、各町の住民の意見を合併後の行政に反映させ、均衡のとれたまちづくりを図るため、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会議員の定数や在任に関する「特例措置」が定められています。よって、新設合併の場合には、以下の3つのパターンが想定されます。

#### 新設(対等)合併の場合

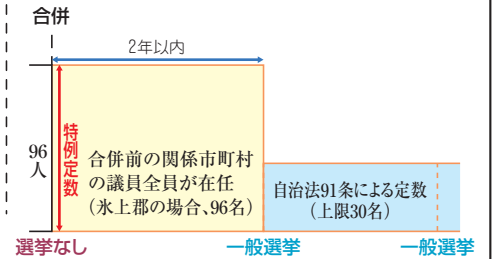
①原則(特例法を適用しない)  
市制発足後50日以内に選挙を行います。



②定数特例(法第6条1項)  
設置選挙の際に、法定定数の2倍まで定員を増加することができます。



③在任特例(法第7条1項)  
旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市町村の議員でいることができます。



### お知らせ

- 合併協議会は傍聴できます。会議の傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお済ませください。なお、会場の都合により、希望者が多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 合併協議会議事録を閲覧できます。会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または各町役場までお越しください。
- 「新市の名まえ」募集への多数のご応募ありがとうございました。今後、集計作業にはいり3月中には新市の名まえを決める予定にしています。

- 平成15年2月12日(水)  
午前9時  
第3回新市名称選定小委員会 (氷上町公民館)
- 平成15年2月19日(水)  
午前9時30分  
第3回新市建設計画策定小委員会 (ハートフルかすが)
- 平成15年2月19日(水)  
午後6時  
第4回新市名称選定小委員会 (ハートフルかすが)
- 平成15年2月21日(金)  
午前10時  
第24回合併協議会 (市島町農村環境改善センター)
- 平成15年3月4日(火)  
午後1時30分  
第3回広報広聴小委員会 (柏原町 木の根センター)
- 平成15年3月15日(土)  
午前10時  
第25回合併協議会 (柏原町 氷上郡民会館)
- 平成15年5月20日(火)  
時間未定  
第26回合併協議会 (氷上町 ポップアップホール)

### 協議会の今後のスケジュール

### あしがき

合併協議会も新市の行政運営について協議・調整する項目、すなわち合併協定項目の協議に本格的に取り組み始めました。これらの項目は、私たちの生活に直接関わりのあることが多く含まれています。郡民一人ひとりがこの問題に関心を持って頂くように、出来る限り分かりやすい紙面になるよう心がけていきたいと思っています。

私たちの住む六町が均衡ある発展をしますように、建設的なご意見をお待ちしています。

市島町では、ひとりぐらし老人の集いを年二回開催し、その内一回がクリスマス会です。企画、立案すべてをボランティアで行っています。クリスマス会では、料理やプレゼントを手づくりし、アトラクションとあり、舞踊やコーラスがあります。また、コーヒータイムも楽しい一時も。何よりも楽しみにしておられるのはサンタさんの登場です。最後に「聖しこの夜」を合唱し、四十本のろうそくに灯をともしキャンドルサービスを行いました。神秘的な灯に感動し、「今日の日はさようなら」を全員でうたいお別れをしました。心と心のふれあいができたことを大変嬉しく思いました。



### ひとりぐらしの方のクリスマス会

市島町  
ボランティア連絡会



【協議事項】  
協議第8号 (協定項目)  
一般職の職員の身分の取扱い

氷上郡6町、氷上郡広域行政事務組合及び氷上町・柏原町・青垣町衛生一部事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐことなどが再提案されましたが、協議会での意見をもとに検討し、次回改めて協議することになりました。

協議第9号 (協定項目)

特別職等の職員の身分の取扱い

新市の職務執行者(市長が決まるまで市長に代わり職務を行う者)については、6町の町長が別に協議して定めることが確認されました。また、市長のほか常勤の特別職として、助役2名、収入役、教育長(一般職)、公営企業管理者を置くことが確認されました。その他、審議会・委員会等の附属機関の委員数・任期等の取扱いについても確認されました。

協議第10号 (協定項目)

条例・規則等の取扱い

6町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等は、原則として現行のとおりとすることが確認されました。また、類似、相違しているものや1町または数町に制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備することが確認されました。

協議第11号 (協定項目)

公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、新市として速やかな一体性を確保する



ため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めることが確認されました。

①各町共通の団体

ア・新市として一体性を保つため、できる限り合併時に統合を図る。  
イ・郡単位の上部組織のある団体については、合併時に新市組織に円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ・国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の指導・助言をもとにそのあり方について協議する。  
エ・統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

②各町独自の団体

各団体の設立経緯から判断し、原則として現行のとおりとする。

協議第12号 (協定項目)

社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会については、事務所の貸付等現行の条件で新市に引き継ぐことが確認されました。

協議第13号

新市名称募集要領(案)

新市名称のための募集要領(案)が提案され、平成14年12月24日(火)から平成15年1月31日(金)まで一般に公募することとし、応募方法や記載内容、名称採用者等に対する賞などが確認されました。

【協議事項】  
協議第16号  
合併協定項目の協議の進め方について

これまでの協議の進め方等に加え、「会長は、必要があると認めるときは、町長会、議長会及び副議長会(合同会議含む)で意見を聞くことができる。」を追加することが確認されました。

協議第8号 (協定項目)

一般職の職員の身分の取扱い

氷上郡6町、氷上郡広域行政事務組合及び氷上町・柏原町・青垣町衛生一部事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぎ、合併後、職員の定員適正化計画を策定して効率的な行政運営に努めることなどが確認されました。

協議第14号 (協定項目)

議会議員の定数及び任期の取扱い

①合併特例法による特例を適用して6町の議会議員(96人)が一定期間引き続き在任する。

【提案事項】(第23回合併協議会で協議されます。)

協議第14号 (協定項目)

議会議員の定数及び任期の取扱い

協議第15号 (協定項目)

電算システム事業の取扱い

【報告事項】

第1回新市建設計画策定小委員会、第2回新市名称選定小委員会、第1回広報広聴小委員会に関する会議報告が行われました。

②合併当初から法定定数の上限である30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。

という2案が継続提案され、さらに引き続いて協議することになりました。

協議第15号 (協定項目)

電算システム事業の取扱い

新市の電算業務については、合併時にシステムの統合を図り、ネットワークを利用することによって、市内全域で同一の住民サービスを提供することが確認されました。

【提案事項】(第24回合併協議会で協議されます。)

協議第17号 (協定項目)

財産及び債務の取扱い

協議第18号 (協定項目)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

協議第19号 (協定項目)

使用料及び手数料の取扱い

協議第20号 (協定項目)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い

【報告事項】

▽幹事長の退任に伴い、新しい正副幹事長が決まったことが報告されました。

幹事長 足立 元(青垣町助役)  
副幹事長 亀井 敏数(柏原町助役)

▽第2回広報広聴小委員会、第2回新市建設計画策定小委員会に関する会議報告が行われました。

## 広報広聴小委員会

第1回 平成14年12月12日(木)

○合併協議会だよりの発行について、今後の発行スケジュールなどについて協議を行いました。  
○今後の広報広聴のあり方について意見交換を行いました。

第2回 平成15年1月15日(水)

○今後の協議会だよりのレイアウトや、2月・3月号の発行までのスケジュール、記事内容などについて協議を行いました。  
○確認された協定項目について、ホームページに掲載していくことが確認されました。

## 新市建設計画策定小委員会

第1回 平成14年12月3日(火)

○新市建設計画の骨子(案)について協議し、合併協議会に提案することが確認されました。  
○今後の策定スケジュールについて協議し、確認されました。

第2回 平成15年1月20日(月)

○新市建設計画策定の前提条件となる、総人口の見通し、財政収支の見通し、新市の施策について提案され、引き続き協議していくことが確認されました。

## 新市名称策定小委員会

第2回 平成14年12月4日(水)

○新市名称募集要領(案)について協議し、新市名称採用者等に対する賞や、小学校・中学校・高等学校にも応募箱を設置して募集すること、ポスター・チラシの内容等について合併協議会に提案することが確認されました。

## 協議会運営小委員会

第8回 平成15年1月24日(金)

○合併協定項目の協議の進め方について、「会長は、必要があると認めるときは、町長会、議長会及び副議長会(合同会議含む)で意見を聞くことができる。」を追加することを合併協議会に提案することが確認されました。

# 確認事項のここが知りたい!

### ■新設合併と編入合併の違い

市町村合併は、「新設合併」と「編入合併」の2つに分けられます。一般に、新設合併は「対等合併」、編入合併は「吸収合併」と呼ばれることがあります。

具体的には、A町とB町の区域全部で合併する場合、新設合併(対等合併)ではA町とB町をともに廃止してC市が新しく設置されます。編入合併(吸収合併)では例えばD市はそのまま存続し、E町が廃止されてD市に編入されます。

氷上郡では柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」に決まりました。

### ■合併の期日について

合併の期日は、これまでの事例をみると必ずしも特定の日に限られておらず、それぞれの団体や地域の事情等により期日が定められています。

- 氷上郡では、
- ・氷上郡6町が合併する場合には、合併特例法の期限内に行うことが第3回合併協議会において確認されている。
- ・合併時には、即日決算となることから、合併期日を年度末とすると、伝票整理・決算処理等の事務処理が煩雑になることが予想される。
- ・15年度の決算認定を終えた時期で、新年度予算編成時期までが望ましい。
- ・11月1日は月曜日であり、行政事務は10月29日の金曜日で終了するため、合併までに2日の余裕ができ、最終調整が可能となる。

など、住民サービスや各種事務事業の執行などにできる限り支障のない時期を考慮して、「合併の期日は、平成16年11月1日とする。」ことが確認されました。

